

(指定管理者制度及び指定管理者募集の概要)

1 指定管理者制度

「公の施設」の管理については、地方自治法が改正（平成15年6月13日公布、平成15年9月2日施行）され、従来の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が新たに導入されました。この「指定管理者制度」の趣旨は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

従来の「管理委託制度」では、地方公共団体が委託できる受託者は、地方公共団体や法人で政令の定めるもの（地方公共団体の1/2出資法人等）等に限定されてきました。しかし、新たに導入された「指定管理者制度」では、指定管理者の範囲を、法律上特段の制約を設けず、企業、NPO法人等の法人その他の団体（個人は含まれません。）も「公の施設」の管理を行なうことができることになりました。

また、従来は制限されていた施設利用許可等の行為についても、目的に照らして指定管理者が自ら行うことが可能となり、事業者の創意工夫が大きく活かされるようになりました。

この制度により、県が「公の施設」の管理を委ねるため、議会の議決を経て指定した法人等を指定管理者とといいます。

2 三重県立熊野古道センター指定管理者募集の概要

(1) 施設概要

三重県立熊野古道センターは、平成16年7月、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」のうち、三重県内の指定地（以下「熊野古道」という。）に関する歴史、自然及び文化等を紹介するとともに、熊野古道やその周辺地域に関する活動及び交流の場の提供などを行うことにより、もって地域の振興に寄与することを目的として設置する施設です。

開館 平成19年2月

住所 三重県尾鷲市大字向井字村島12番4

敷地面積 33,265.98㎡

延床面積 約2,429㎡

(展示棟約853㎡、多目的交流棟約853㎡、研究収蔵棟約723㎡)

※詳しくは三重県立熊野古道センターホームページを参照してください。

<http://www.kumanokodocenter.com/>

(2) 指定期間（予定）

平成32年4月1日から平成37年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の選定方法

事業計画書を公募により募集し、その内容を審査して指定管理者の候補者を選定します。